

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
令和８年度装輪車搭載レーザ（高機動車）の第１次検証（その２）に係る技術援助に関する役務			
		防衛大臣承認	
		作 成	令和８年７月１０日
		変 更	
		作成部隊等名	高射学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高射学校において実施する装輪車搭載レーザの第１次検証（その２）に係る技術援助に関する役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-C000001、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGRD-Z000893による。

1.2.1 UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略であり、無人航空機のことをいう。

1.2.2 小型UAV

UAVのうち、単機又は複数機で連携して飛行する小型のUAV（NATOの分類区分（JAPCC Strategic Concept of Employment for UAS in NATO, Jan 2010）に基づくClass IのMicro及びMini（概ね機体重量20kg以下、高度約915m以下）のもの。）をいう。

1.2.3 装輪車搭載レーザ

装輪車搭載レーザ（高機動車）の略で、GRD-Z000928「装輪車搭載レーザ（高機動車）」をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GRD-Z000928 装輪車搭載レーザ（高機動車）

b) 法令等

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第137号（4.3.31）]

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）[防経装第19072号（26.12.24）]

2 技術援助に関する要求

2.1 技術実施場所・期間・人員

技術援助の実施場所・期間・人員は、次による。

2.1.1 実施場所

下志津駐屯地及び契約相手方工場等

2.1.2 期間

a) 検証 令和8年8月31日（月）から同年9月4日（金）の5日間を基準とする。

b) 検証準備及び撤収 会社見積による。

c) 検証結果の分析・記録及び提出 令和8年10月30日（金）

2.1.3 人員

人員数は4名を基準とするも、細部は会社見積による。

2.2 技術援助の実施

契約相手方は、本仕様書に基づく技術援助を実施するものとする。

2.3 装輪車搭載レーザに係る技術援助

2.3.1 準備・撤収

装輪車搭載レーザ検証の準備及び撤収を実施するとともに、必要な資器材（装輪車搭載レーザを含む。）の準備及び輸送を実施するものとする。

2.3.2 火力性能検証

a) 装輪車搭載レーザの照射に係る性能（火力性能、操用性及び安全性能）の検証を実施するものとする。

b) 契約相手方は検証計画書を作成し、検証実施の2週間前までに監督官の承認を受けるものとする。

c) 契約相手方は検証に必要な標的機等の手配及び飛行を実施するものとする。

2.3.3 故障発生時の対応等

a) 契約相手方は、装輪車搭載レーザに故障が発生した場合、その対応を実施するものとする。

b) 装輪車搭載レーザの整備が必要な場合、その箇所の部品を準備するとともに、交換及び動作点検を実施するものとする。

c) 装輪車搭載レーザ（構成品を含む。）の輸送を実施するものとする。また、輸送及び保管時に発生

した故障へ対処するものとする。

2.3.4 検証結果の分析・記録及び提出

装輪車搭載レーザの検証結果を記録・分析し、検証結果報告書を提出するものとする。

2.4 技術援助員の資格

技術援助員（以下，“技術員”という。）の資格は、装輪車搭載レーザを操作するために必要な専門的技術・技能を有するものとする。

2.5 作業記録（役務完了調書）等の提出

作業記録（役務完了調書）等の提出は、次による。

2.5.1 作業記録（役務完了調書）

契約相手方は、作業記録（役務完了調書）に所要事項を記入し、監督官の確認を受けるものとする。

2.5.2 不具合状況報告書

契約相手方は、装輪車搭載レーザに不具合が発生した場合、不具合状況報告書（様式任意）に所要事項を記入し、監督官及び契約担当官の確認を受け、監督官に1部提出するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 検証計画書

契約相手方は、検証実施の2週間前までに検証計画書（様式任意）を作成し、監督官の確認を受け、調達要求元へ紙媒体で2部提出するものとする。なお、検証計画書は製品試験計画書等に準じて作成し、検証の項目、各項目の検証要領、日程等を記載するものとする。

4.1.2 技術者名簿

契約相手方は、検証実施の2週間前までに技術者名簿（様式任意）を作成し、契約担当官等に紙媒体で2部提出するものとする。なお、技術者名簿に記載されている技術者を変更する場合は、速やかに契約担当官等に通知しなければならない。

4.1.3 作業記録など

- a) 契約相手方は、日々の役務実施事項について、作業記録表（役務完了調書）、役務完了届及び労務関係証拠資料を作成し、監督官の確認を受け、紙媒体で契約担当官等へ2部、調達要求元へ2部提出するものとする。各書類については様式任意とするも、官との調整による。
- b) 契約相手方は、2.3.2項について、令和8年10月30日までに検証結果報告書（様式任意）を作成し、監督官の確認を受け、紙媒体で契約担当官等へ2部、調達要求元へ2部提出するものとする。なお、検証結果報告書は製品試験報告書等に準じて作成し、各項目の検証結果及び分析等を記載するものとする。この際、画像及び映像については電子媒体（CD-R等）による提出を基準とする。

4.2 サプライチェーン・リスクへの対応

サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

4.3 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、契約履行に必要な事項について所要の支援を受けることができる。

4.4 技術調整など

契約相手方は、役務にあたり、技術調整などの必要性が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けなければならない。

4.5 その他の必要事項

4.5.1 作業時間

1日の作業時間は、8時間を標準とする。

4.5.2 作業開始前の確認

作業開始前に官民立ち合いのもと、現状確認を実施する。

4.5.3 指示

その他必要な事項は、監督官が指示する。

4.6 その他

この仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。